**環境アセスメントに関する**

**皆さんのご意見を募集しています**

**ー発寒清掃工場更新事業 環境影響評価方法書ー**

現在、札幌市西区発寒地区では発寒清掃工場の更新事業が予定されており、札幌市環境影響評価条例第10条に基づき、当該事業の※「方法書」の縦覧が下記のとおり行われています。

札幌市では、この方法書について、環境の保全の見地からの意見を募集しますので、ご意見のある方は次の要領で提出願います。

※「方法書」とは、札幌市環境影響評価条例第８条に基づき、事業者が行う環境影響の調査・予測・評価の方法を記載した図書です。

１　意見書の提出

縦覧中の環境影響評価方法書について、環境保全の見地からご意見のある方は、下記の方法により提出してください。

◆意見募集期間

令和６年（2024年）８月７日(水) ～ ９月19日(木)まで　（必着）

持参の場合、土日祝日を除く、8時45分から17時15分まで

◆提出方法

○郵送、FAX、又は直接持参の場合

裏面の様式に必要事項を記入し、以下の住所にご提出ください。

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目（札幌市役所本庁舎12階南側）

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課　TEL (011)211-2879、FAX (011)218-5108

○電子メールの場合

提出対象の方法書の名称、氏名及び住所、環境保全の見地からの意見及びその理由を、日本語により、電子メール本文に直接記載事項を記入のうえ送付してください。ファイルが添付されているものは受付いたしません。（送付先：assess@city.sapporo.jp）

２　方法書の縦覧

環境影響評価方法書は次のとおり縦覧しています。（ウェブからも閲覧できます。）

◆縦覧期間

令和６年（2024年）８月７日（水）～９月５日（木）まで（9時から17時まで）

◆縦覧場所（❶は土日祝日は閉庁・閉所、❷は土日祝日も開館）

札幌市環境局環境事業部施設管理課（札幌市役所本庁舎13階北側）❶

札幌市西区役所市民部総務企画課❶

札幌市手稲区役所市民部総務企画課❶

札幌市環境プラザ(札幌市北区北８条西３丁目 札幌エルプラザ２階)❷



札幌市のホームページでも縦覧・意見募集のお知らせを掲載しています。

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/assessment/itiran/jourei09/

さっぽろ市

02-J02-24-1642

R6-2-1145

hassamu\_houhousyo\_ikenbosyu.html

**環境影響評価方法書についての意見書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　６年　　月　　日

（宛先）札 幌 市 長

札幌市環境影響評価条例第１１条の規定により、環境影響評価方法書についての意見書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 方法書の  名　　称 | **発寒清掃工場更新事業 環境影響評価方法書** |
| 氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ) |  |
| 住　　所  電話番号 |  |
| ※環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語で記入） | |

※この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

締切日：令和６年９月19日（木）必着（直接持参、郵送、FAX又は電子メール）

提出先：〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目（札幌市役所本庁舎12階南側）

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境共生担当課

TEL (011)211-2879　 FAX (011)218-5108

電子メール：[assess@city.sapporo.jp](mailto:assess@city.sapporo.jp)　 （右記コード→　　　　　　）